

第3次長野県自殺対策推進計画

「誰も自殺に追い込まれることのない信州」を目指して
～県民一人ひとりのかけがえのない大切な「いのち」を守り、支える～

平成30年（2018年）3月

長 野 県

はじめに



長野県の自殺者数は、近年減少傾向にあります。厚生労働省の人口動態統計によると、平成28年は339人と、未だ多くの方が自殺で亡くなっているという深刻な状況にあります。

特に、20歳未満の自殺死亡率は全国の中でも高い水準にあることから、子ども・若者の自殺対策は県政の喫緊の課題と認識しております。

自殺は、個人の自由な意思や選択の結果によるものと思われがちですが、その背景には、心身の健康問題のほか、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的な要因があり、多くが防ぐことのできる社会的な問題であるといわれています。そのため、自殺対策は保健・医療分野のみならず、福祉・教育・労働等の関連施策が連携した「生きることの包括的な支援」として取り組む必要があります。

本計画では、県の全事業から自殺対策に関連するものを洗い出し、「生きる支援」につながる事業を幅広く計画に位置づけ、「生きることの包括的な支援」として全庁的に自殺対策を推進してまいります。

また、「誰も自殺に追い込まれることのない信州」を実現し、県民の皆様一人ひとりが幸せに暮らすことのできる地域共生社会づくりのためには、市町村や関係機関、民間団体との密接な連携に加えて、県民の皆様の御理解と御協力が必要不可欠です。

悩みを抱えている方を地域、家庭、学校、職場などで孤立させないため、その心のサインに早期に気づき、声をかけ、見守る『ゲートキーパー』になっていただきますようお願いいたします。

結びに、本計画の策定に当たり、熱心な御検討及び貴重な御意見をいただきました自殺対策連絡協議会の委員の皆様をはじめ、「日本財団いのち支える自殺対策プロジェクト」における都道府県モデル構築の取組として、多大なる御尽力をいただきました日本財団及びNPO法人ライフリンクの皆様、御協力いただきました関係者並びに県民の皆様に深く感謝申し上げますとともに、本計画の着実な推進に向けて今後とも一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成30年（2018年）3月

長野県知事

河部守一

第3次長野県自殺対策推進計画 目次

第1章	計画の基本的な考え方	1
第2章	長野県における自殺の現状	3
第3章	自殺対策の基本方針	12
第4章	施策の体系	17
第5章	基本施策	18
基本施策1	市町村等への支援の強化	19
基本施策2	地域・庁内におけるネットワークの強化	22
基本施策3	自殺対策を支える人材の育成	23
基本施策4	県民への啓発と周知	25
基本施策5	様々な「生きる支援」の推進	28
評価指標		38
第6章	重点施策	39
重点施策1	未成年者の自殺対策の強化	40
重点施策2	高齢者の自殺対策の推進	48
重点施策3	生活困窮者自立支援制度と自殺対策の連携強化	50
重点施策4	勤務問題による自殺対策の推進	52
評価指標		55
第7章	生きる支援関連施策	57
1	既存の研修等と連携した生きる支援（自殺対策）の推進	58
2	気づきのための人材育成（ゲートキーパー研修の受講推奨）	62
3	包括的な生きる支援の情報（相談先一覧等）の提供	63
4	様々な分野での啓発の機会を活用した自殺対策の理解促進	66
5	あらゆる分野での広報・啓発の強化	66
6	調査・分析結果の活用	67
7	他の分野の行政計画との連動・連携	68
8	既存の生きることの包括的な支援を継続	68
9	その他、様々な「生きる支援」との連動	69
第8章	推進体制	70
資料編		71
資料1	自殺対策基本法（平成18年法律第85号）	71
資料2	自殺総合対策大綱（平成29年7月25日閣議決定）概要	75
資料3	長野県自殺対策連絡協議会設置要綱	76

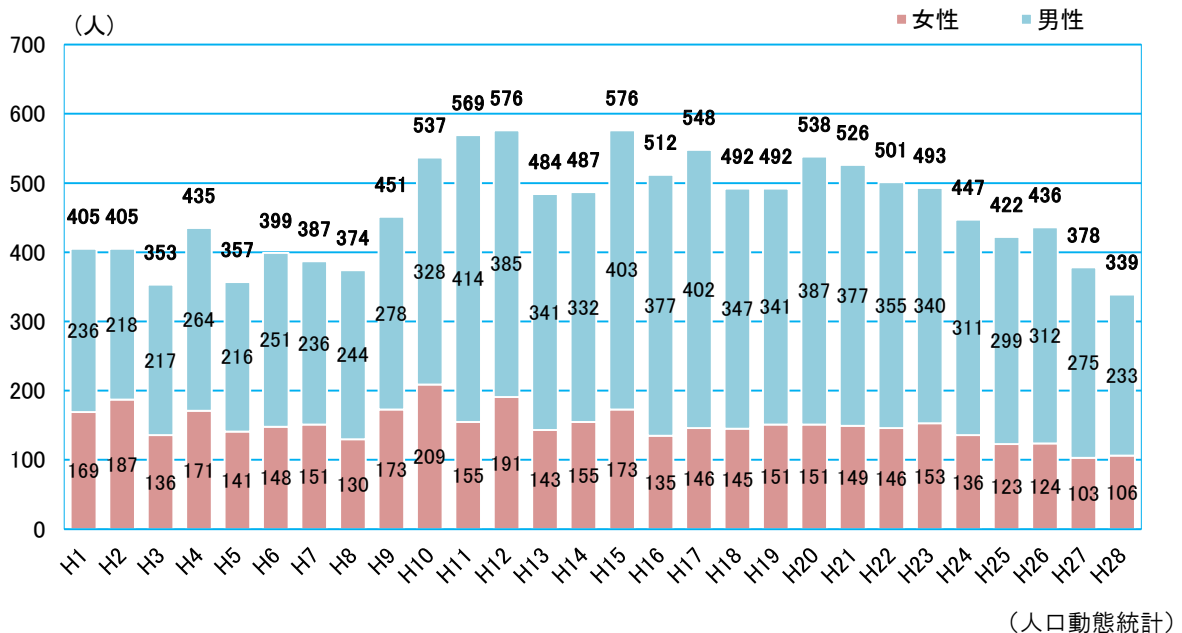
第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

我が国の自殺者数は、平成10年（1998年）に急増し、3万人を超える状況が続いていましたが、平成18年（2006年）10月に「自殺対策基本法」（以下、「基本法」という。）が施行されて以降、「個人の問題」と認識されがちであった自殺は「社会の問題」と認識されるようになり、自殺対策の総合的な推進の結果、自殺者数は減少傾向にあります。

本県においても、平成10年（1998年）以降、年間の自殺者数は480人から580人前後で推移していたところ、平成20年（2008年）以降は減少傾向にあり、平成28年（2016年）は339人と平成に入ってから最も少なくなりました。

図1-1 【長野県】自殺者数の推移（平成元年～28年）



しかし、減少というのは、あくまでも年間ベースの話です。ある年に500人だった自殺者数が翌年に400人になったとしたら、年間ベースでは100人減っていても、実際は「400人また増えている」こととなります。

本県では、平成に入ってから最も自殺者数が少なかった平成28年（2016年）においても、1日およそ1人が自殺で亡くなっており、非常事態は未だ続いているといわざるを得ません。

このような状況の中、平成28年（2016年）4月に改正基本法が施行され、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指して、全ての都道府県、市区町村が地域自殺対策計画を策定することとなりました。翌29年（2017年）7月には国が推進すべき自殺対策の指針である「自殺総合対策大綱」（以下、「大綱」という。）が改定され、「子ども・若者の自殺対策」や「勤務問題による自殺対策」等が、当面の重点施策として新たに加えられています。

本計画は、改正基本法及び新しい大綱の趣旨を踏まえて、県、市町村、関係機関、民間団体、そして県民の皆様が一体となり、一人ひとりのかけがえのない大切な命を守り、支えていくことで、「誰も自殺に追い込まれることのない信州」を実現するため、策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、改正基本法第13条第1項の規定に基づき、大綱及び本県の実情に応じた施策を示したものであり、本県の総合計画「しあわせ信州創造プラン2.0」（計画期間：2018年度（平成30年度）から2022年度までの5年間）における「生きることを包括的に支える自殺対策の強化」を具体化するための行動計画です。また、持続可能な社会を実現するための重要な指針として国連で採択されたSDGs（Sustainable Development Goals = 持続可能な開発目標）の趣旨を最大限尊重します。

3 計画の期間

国の自殺対策の指針である大綱は、平成19年（2007年）6月に初めて策定された後、平成24年（2012年）8月に見直しがされ、平成29年（2017年）7月に改正基本法に基づき大幅に改定されました。このようにこれまでの大綱は、概ね5年に一度を目安に改定されています。

本計画についても、こうした国の動きを踏まえ、2018年度（平成30年度）から2022年度までの5年を計画期間とします。

ただし、本県の自殺実態や自殺対策における課題に変化等があった場合は、必要に応じて内容の見直しを行います。

4 計画の数値目標

2022年までに、自殺死亡率を13.6以下にする
(本県の過去最低(昭和42年(1967年))の自殺死亡率以下にする)

計画策定の趣旨のとおり、自殺対策を通じて最終的に目指すべきは、「誰も自殺に追い込まれることのない信州」の実現です。そうした社会の実現に向けては、対策を進める上での具体的な数値目標等を定めるとともに、それらの取組がどのような効果を挙げているのかといった、取組の成果と併せて検証を行っていく必要があります。

本計画においては、計画期間の最終年となる2022年までに、本県の過去最低の自殺死亡率[※]である昭和42年（1967年）の13.6以下にすることを目標とします。これは、国が大綱で示した数値目標（「平成38年（2026年）までに、自殺死亡率を平成27年（2015年）と比べて30%以上減少させる」）を上回るペースでの減少となります。 ※ 人口10万人当たりの自殺者数

なお、今後の人口減少を踏まえて、この目標を2022年の自殺者数に換算すると、およそ270人以下にすることになります。

図1-2 自殺死亡率(人口10万対)の目標値の推移(2015年~2026年)

